

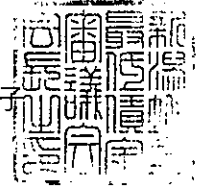


令和7年8月22日

新潟県労働局長
福岡洋志 殿

新潟県最低賃金審議会

会長 長谷川 雪子



新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金、新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金及び新潟県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和7年8月6日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった標記最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

また、新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金及び新潟県各種商品小売業最低賃金について改正決定する必要はないとの結論に達したので答申する。